

第8日

平成27年12月11日（金）

午前10時零分再開

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、10日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に3番佐々木明子議員の質問を許可します。3番佐々木明子議員。

（3番佐々木明子君登壇）

○3番（佐々木明子君） おはようございます。このように天気の良い中、早朝より傍聴においでいただきました皆様、ありがとうございます。それとインターネットでごらんの皆様、ありがとうございます。2回目の質問になりました、まだまだ緊張しております、よろしく願いいたします。

先月15日、大平山の整備登山に参加してまいりました。先日より雨が降っておりましたけれど、当日はさわやかな日になりまして、何とか行ってくることができました。記念植樹を終えて、頂上まで登山しようかどうかと迷いましたけれど、三、四十分で頂上まで行けるということを知りましたので、じゃあそれなら行ってみようと思って登り始めました。

途中で春日からおいでになりました方がおっしゃってましたが、春日にはたくさん山があるけれど、この大平山はとても登りやすくて、年に何回か来てますということでした。それで頑張って登り始めたんですが、久しぶりの登山でして、とてもとてもきつくなり始めまして、だけど頑張って村上議員と励まし合って登ってまいりました。途中で久しぶりにキイチゴ、真っ赤に熟したキイチゴを目にしまして思わず口にしました。昔と同じ甘酸っぱくておいしかったです。

何とかそんなふうで頂上まで登り着きまして眼下を見ました。杷木にも高山というところがありますけれど、それよかさらに100メートルぐらい高いので、それはやっぱりすばらしい景色でした。登ってよかったなと本当に思いました。頂上では柴山議員さんたちが用意してくれた豚汁で本当に満腹になりまして、下山する力をいただきました。また桜の花が咲くころには登山してみたいなと思いました。

議員とならせていただいて、このようないろんなすばらしい経験をさせていただいて、本当、支援して下さった皆様には感謝しておりますし、これからも一生懸命、市民のために頑張っていこうと思っております。

それでは、通告に従いまして質問席より質問させていただきます。執行部の皆様にはよろしく願いいたします。

(3番佐々木明子君降壇)

○議長(浅尾静二君) 3番佐々木明子議員。

○3番(佐々木明子君) 地域包括センター事業のことをお話する前に、せんだって、私の友人がこんなことを言っておりました。やっと65歳になって年金が満額もらえた、うれしかった。ところが、しばらくするとどさっと介護保険料の請求書が届いたと。少しがっかりしたと。でも65歳になったら前期高齢者です。介護保険料を払うのは当然の義務だと思っております。

2000年、平成12年、公的介護保険制度は施行されました。そのときは介護が必要な人というのは218万、全国です、全国で218万人ぐらいしかいなかったそうです。ところが現在、それから15年たった現在は600万人を超えてるそうです。そして、私たち団塊の世代が75歳を超えます2025年になったら800万人、840万人、900万人になるだろうと国のほうでは推定しております。

そういうこともあってでしょうか、国のほうは平成18年になって地域の高齢者を総合的に支援する窓口、ちょっと長いんですけど、ちゅうことで各自治体に地域包括支援センターを設置するよにということになりました。朝倉市もちょうど18年に合併をしまして、合併した直後から直営で地域包括支援センター業務をなさってきたと思います。それが来年3月、10年をたった来年3月に、4月からですか、3つの社会福祉法人に委託したということをお聞きしました。そこに至るまでの経緯をお聞かせください。

○議長(浅尾静二君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(宮地ミドリ君) 地域包括支援センターを社会福祉法人、法人のほうに委託しました経過でございます。今、議員がおっしゃいましたように、平成18年から介護保険法の改正で地域包括支援センターが創設されました。その当時、18年当時、直営で1カ所、地域包括支援センターを設置いたしました。それと在宅介護支援センターというのが、これは老人福祉法に規定されてるものでございますが、それが4カ所、合併前の箇所数で包括のランチという形で運営をしてきたところでございます。

その当時、18年の時期から約10年たっておりますので、おっしゃるように介護の認定者数もふえましたし、高齢者の人口もふえております。それとまた、おひとり暮らしの高齢者の方とか高齢者夫婦世帯というのも増加してきております。そのため直営の1カ所の窓口での相談受け付け、困難事例、虐待事象への対応等が大変増加してきております。また相談内容も多岐にわたっておりまして、複雑化している状況にあります。現状での対応、1カ所ということでは対応が難しくなってきたような現状にございます。

それとまた朝倉市は県内で4番目に広い地域、面積を抱えております。1カ所のセンターでは移動にも時間がかかりますし、また包括支援センター職員にとっても非効率的でございます。市民にとっても1カ所ということのセンターが遠い存在になっているような状況で、身近な相談場所とはなっていないような状況がありました。

また2025年、団塊の世代が75歳を迎える2025年までには地域包括ケアシステムの構築を目指しておりまして、その中核機関として地域包括支援センターが位置づけられております。また地方分権一括法、第3次でございますが、これに伴う介護保険法の改正で、地域包括支援センターの職員の基準等がそれまで国の省令から市の条例に定めなければならないようになっております。ことしの4月からその条例が施行しております。条例化を契機に配置職員数の見直しを行う必要が生じてきたというのも1つの理由でございます。

これらの理由を踏まえまして、高齢者のさまざまな課題を解決するために、業務量に見合った職員配置を行うとともに、市民、日常生活圏域ごとに包括支援センターを設置することが必要だというふうに考えまして、市内をほぼ均等に3つの圏域、中学校区単位で秋月・甘木、南陵・十文字、比良松・杷木の3圏域に分けて法人など民間でノウハウを持った専門的機関に委託することが最適であるというふうに考えまして、3法人に民間委託をする予定にしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 市内を3カ所に分けて運営していくということですが、職員といますか、職員の配置、人数は1カ所何人ぐらいでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 地域包括支援センター、3職種と申しまして、1つは保健師、その他準ずる者が1名と、社会福祉士、それとあと主任介護支援専門員が1名、それと、今申しました3職種のうち1つのいずれかの職種で1名、計4名の職員を配置する予定にしておりますのと、あわせまして地域包括支援センターは指定介護予防支援事業所も指定も受けなければなりませんので、指定介護予防支援事業所の職員として一定の資格を有した職員を1人以上配置するようにいたしているところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） いろいろ取り決めがあつてよくはわからないんですが、結局、1事業所当たり4名は最低でも、5名ですか、5名の体制でしていくということですね。それはわかりました。

今、行政のほうに包括支援センターございまして、その職員の方たちはどうなるんでしょうか。今までどおり引き継いで、市の直営の部分はなくなると思いますので、今、市で活躍している方たちはどういうふうに。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 現状の地域包括支援センターの人員体制を申しますと、担当の係長が1名と、あと保健師が2名、これは以上3名は正規職員でございます。それと社会福祉士、嘱託で1名、それと主任介護支援専門員が1名おります。その他介護予防

支援員、ケアマネジャーが6名おります。職員については、この後、委託後も3包括支援センターの指導等を行いますので、職員として残す考えでおります。ケアマネジャーについては1年ごとの雇用契約をしておりますので、その後についてはまた他の事業所に移れるかどうかというのは、ちょっと私どもでは把握いたしておりませんが。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 市のほうの係のそういったケアマネとかがいなくなるというのはわかりましたが、やはり設置の責任の主体として、まだできたばかりの3事業所の方たちの相談の場所としても、今までいた主任ケアマネジャーですか、たちはいらっしゃったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、大丈夫なんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 当然3つの法人に委託をいたしますが、包括支援センターの事業主体というのは市が責任を持って行わなければならないものでございます。当然指導的な立場、すぐスムーズに包括支援センターの業務が3法人、今までの福祉の専門職等、医療の専門職等いらっしゃいますが、地域包括支援センター自体、業務自体は初めてでございますので、指導を今から市のほうがしていきますし、一緒にこの包括支援センターがスムーズに運営していくようにやっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 新しい事業所は初めて、初めてではないでしょうけれど、相当な仕事量をこなしていかなければならないと、いろんな取り寄せた書類の中でもわかります。

その中で、1つ気になってることがございます。中学校区で言いましたら秋月、甘木、それと十文字、南陵は、以前の体制、4つに分かれて支援員たちが回っていたのとほとんど変わりはないどころか、かえって人数が多くなりまして手厚い介護がなされるようになると思うんですが、杷木地区におきまして住民が懸念しておりますのが、今までは社協、杷木の社協、出張所ですね、あそこに1人、専門員がいらっしゃいましたので、その方たちに杷木の高齢者の方たちは相談をしております。私も二、三度、お邪魔してお話をお聞きしましたがけれど、そのたんび、携帯には電話がかかってくる、それから社協のほうにも電話がかかってくる、相談の電話です。それが杷木の場合は朝倉地区のほうに統合されて、本体といいますか、場所がそこに移っていく。そのところの不安が住民にはかなりあります。

もちろんさっき言いましたように人数が5人体制になるということですから、また幅広い訪問なんかもあるとは思いますが、今までとは全然違った方法になる杷木地区に対するいろんな周知の方法といいますか、そういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

か。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 比良松・杷木圏域については、これまで在宅介護支援センターが2カ所、合併前の旧町、それぞれ1カ所ございましたので、それを継続して在宅介護支援センター、包括支援センターのブランチ業務をしていただいていたところがございます。それが1カ所になることで不安をお持ちの方もいらっしゃるということでございますが、議員、十分御承知だと思うんですが、在宅介護支援センターと地域包括支援センターというのは担う業務なり、先ほども御説明しましたように、職員数も違います。包括ブランチ、在宅介護支援センターについては地域包括支援センター業務の中の相談業務を担っておりました。内容によっては関係機関につなぐとか、あと調整等を行ってたところがございます。職員数もおっしゃいますように1名の職員が対応してた状況でございます。

包括支援センターはそれだけでなく3職種、先ほど申しました保健師等3職種がチームを組んで、地域包括ケアシステムというのを以前から言われておりますが、それを構築するためにそれぞれの3職種が専門知識、あるいは技能を有効に生かしながらチームで活動することがございます。地域とのネットワークを構築して個別サービスのコーディネートも行う地域の中核機関という性格を持っております。

ですから在宅介護支援センターと包括支援センターは担う業務も規模も違うということで、杷木地域については朝倉地域と一緒になりますので、包括支援センター自体がおっしゃるように旧朝倉のほうの事業所のところに設置されます。ただ、受託した法人については杷木地域にも介護施設等をお持ちですので、その施設でも当然いろんな相談があると思いますので、それをきちっと包括支援センターにつなぐというお話もされてましたので、そこらあたりはこちらのほうからも十分今までどおりの相談とかがスムーズにできるように指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ただいまの部長のお話を聞いて少しは安心いたしました。さっき申しましたように杷木地域にとっては本当新しい方式になると思いますので、できるだけ当初におきましては杷木地区の住民が不安にならないような手当をお願いしたいと思っております。

ところで、その包括支援センターではケアプランとかなどはつくるとは思いますが、資格認定についてはどこが行うようになるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 先ほどから申しましたように、介護予防支援業務が地域包括支援センターは受けることとなります。介護の認定については今までどおり市のほうが、保険者である市のほうがいたしますので、それは変更はございません。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） わかりました。本当、このたび質問するに当たっていろいろ勉強させていただきましたが、勉強すればするほど、この地域包括センター事業というものの大きさといいますか、これからの介護事業において重大な役目を果たす事業になるということがわかりました。それを受けてくださる委託先の方たちの努力も本当に大変なことになるだろうと思います。その中の、多くはわかりませんので、まず業務の内容の中で、私がちょっとわからないことについてお尋ねいたします。

業務の内容の中に認知症対策業務というのがあります。ことし1月に策定した新オレンジプランというのがあるそうですが、ちょっとわかりませんのでお聞かせください。

○議長（浅尾静二君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（田中美由紀君） 新オレンジプランというのは平成24年に生まれたオレンジプランの改革をしたものでございまして、認知症施策につきましては平成24年度、国では7人に1人が認知症と言われておりましたが、平成37年には5人に1人の認知症になるのではないかとというふうに推計されております。

そこで、新オレンジプランでは7つの柱を立てて改革をするようになっております。1つは、認知症への理解を深めるための普及啓発、2つ目が医療、介護の提供、3つ目が若年性認知症施策の強化、4番目が認知症の介護者への支援、5番目が優しい地域づくり、6番目が認知症予防の研究開発、7番目が認知症の人やその家族の視点ということで掲げて今から施策をやっていくことになっております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） その中に認知症サポーター、朝倉市においても認知症サポーターの研修講座、受けられる方はたくさんいると思いますが、その方たちをたくさんつくっていかねばならないとなっていると思いますが、全国で667万人、福岡県でも24万人以上いるということですが、朝倉市は今現在どのくらいの方が受講されて、資格を取っておりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（田中美由紀君） 朝倉市では平成21年10月1日から認知症サポーター養成講座を行っております。参加者は21年度が527名、それから22年、910名、数字を言いますと時間かかります、現在では2,523名の方が受講をされておられます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） その認知症養成講座を開催するに当たっては、キャラバンメイトという言葉も出てまいりました。キャラバンメイトの資格を取るということですが、キャラバンメイトとはどのようなシステムでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（田中美由紀君） キャラバンメイトというのは、先ほど言いました

認知症サポーター養成講座をする講師の方のことをいまして、ある一定度の講座を受けていただきますとキャラバンメイトという資格が取れます。今、認知症サポーター養成が
あっているところに無料で講師に行っていたいております。市内にはキャラバンメイト
は受講された方が平成21年度73名、22年度が8名、平成26年度が6名、現在86名の方がキ
ャラバンメイトとして登録をされております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ありがとうございます。本当、恥ずかしながらそういったこ
とも全然知りませんで、その方たちが地域においてどういうふう活躍しているかとい
うことも存じませんでした。今後、地域包括支援センターが3つに分かれて、特に私、杷
木の地元ですので、地元、杷木地区が不安にならないようにいろいろ勉強していきたい
と思っております。

ところで、地域包括支援ネットワークの構築として、いろんな社会福祉協議会とかコ
ミュニティ、民生委員、その他高齢者の日常生活を支援する関係者と連携して運営して
いかなければならないとなっておりますが、どのようにしようと考えておられますので
しょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 先ほどから申してますように、地域包括支援セン
ターは地域包括ケアのシステムを構築するための拠点となる施設でございます。当然、
包括支援センターはおっしゃいますように関係機関と連携しながら、地域におけ
ます公的サービス、フォーマルのサービス及びインフォーマルなサービス等、社会
資源を網目のように相互につないでいく必要がございます。地域の人々とのつな
がりには住民への情報提供、住民ニーズの発見、住民による支援、専門職の
連携など可能にするために、社会福祉協議会、各コミュニティ、民生児童委員、
それと多職種共同による地域包括支援のネットワークの構築が重要であると思
っております。

このため、地域ケアの個別会議、あるいはケアマネの全体研修会の開催、あと行政、
医療関係者、介護関係者、地域役員等が主催される会議、研修会にできるだけ出
席することも予定しております。地域の関係者、あるいは皆様との連携に努めて
いかなければならないというふう考えております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ぜひその連携というものは重要だと思いますので、行政
主導のもとをお願いしておきたいとは思っています。

回っていく中で、やはり事業所を回っていきますとお聞きするのは、杷木地区
だけしか回っておりませんけれど、民生委員さんたちの活躍がすごいということ
をお聞きしました。やはりそれぞれ民生委員が各地区にいらっしゃいますが、
手厚くそれぞれの高齢者の方のところを回ってありまして、いろんなこと
の情報につながってるということもお聞きしま

す。これからはもちろん民生委員さんの力も必要でしょうけれど、コミュニティにおける社会福祉協議会の地区社協の方々の協力も重要になってくるのではないかとということも、その辺もお願いしたいということもお聞きいたしました。

ところで、地域包括支援センター運営協議会というのがございますが、どのようなほうで構成されてるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 介護保険運営協議会の構成でございますが、医療関係者、あるいは介護の関係の事業者、団体の代表の方、あるいは市民代表の方等々、広範囲の方に参加いただいて会議を開催してるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 何名ぐらいで構成されてるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 約8名だったと思います。済みません、きょう名簿等持ってきておりませんので正確な数字ではないかもしれませんが、約8名ほどいらっしゃいます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 協議会のことを持ち出しましたのは、やはり今までは市が直営でしたので、公正、中立性といいますか、そこそこについては余り注視しておりませんが、今後は一事業所、委託されたのが事業所ですので、せっかくそういった介護施設などにできるだけ行かないようにしよう、地域で見守って、できるだけ元気で地域で生活していただくというのがこの地域包括支援センターの役目だと思っております。ですので、やはり懸念するのがそういった事業所ですので、ややもすれば自分のところに患者さんを連れてくるとか、そういうことはないとは思いますが、そういったことも懸念されると思います。ですから、公正の中立性の確保ということも行政としてはしっかり見守っていただきたいと思っております。

とにかく来年4月から3カ所に分かれまして事業が進んでいくわけですが、その3カ所の事業所、それぞれがしていくことになっていきますでしょうが、その基幹となるといいですか、代表者といえますか、そういったセンターはできるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 済みません、もう1度お尋ねしてよろしいですか、基幹となる。代表。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） いろいろいろんな会合とかをしなければならぬと言っておりますが、その一つ一つの場所ではできませんでしょう、その人たち主導のもとで。でも最終的にはやっぱりその3つの事業所が一緒になっていろんな話し合いもしなければならぬ

と思います。そのときにどこがその代表格を担うのかということなんかも起こってくるんじゃないでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 会議の持ち方、包括支援センター3カ所、それぞれに個別会議はそれぞれのセンターで行います。全体会議、3包括支援センターが集まって、当然、保険者である市とともに一緒に会議を持ちます全体会議というのもございます。それぞれに、それと3法人の代表というのはございませんで、保険者である市のほうが指導的な立場にありますので、ごめんなさい、市が主導はいたします。

今申しました全体会議というのは月1回、今のところ予定してるところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） やはり先ほどから申しますように、来年4月からの初めて施行されるわけですから、いろいろと試行錯誤していくところあるとは思いますが、3カ所の事業所が一貫して行うために行政の指導的役割というものは非常に重要だと思っております。ですから、やはり介護サービス課というものの重要性が考えられると思います。そのことに関しまして、市長、どうお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、いろいろとお尋ねがあった、こちらから回答をしたわけですが、そういう形で新しい今の日本の状況、高齢者ふえてきた、そういった状況にあわせた中で新しいやり方といいますか、あわせたようなやり方で、当然行政としては今までもやってきてますけれども、今回3つの法人に委託するという形で、方向で進んでます。当然それぞれの法人、それにかかわる方々は、いわゆる高齢者等の対応をして、十分御存じの方でありますけれども、こういった事業としては初めてでありますので、当然、市のほうが十分指導をしながら、住民の皆さん方が納得していただける、安心していただけるような制度として今後もやっていかなきゃならないというふうに思ってます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 市長のお話を伺いまして本当安心いたしました。私たちが安心して老後を過ごせるように、行政の指導的立場をよろしく願いいたしておきます。

次に、不登校、欠席しがちな児童生徒への対応についてに移らせていただきます。

この問題は、以前からもいろんな議員さんによって一般質問されておりますし、きのうも大庭議員、それから和田議員からも質問があつておりますが、重複しないように質問していきたいと思えます。

26年度の不登校、全国では小学校が0.39、中学校は2.76、ところが朝倉市は小学校0.55、中学校は4.56というのを9月、初めてお聞きいたしました。ちょっとびっくりしたところで

はございますが、ことし現在の不登校の子供さんの方はどのくらいでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 平成27年度、本年度につきましては10月までの集計しか上がってきておりませんが、小学校が8名、中学校が30名で合計の38名というふうになっているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 去年から比べたらずっと減ってきてると思います。実はこの一般質問するに当たって、中学校3校、小学校8校、訪問させていただきました。全部の学校に行けなかったことは残念でしたけれど、半分は行ってありますんで少しはいろんなことお聞きできると思います。1時間ぐらしか各学校ではお邪魔することができませんので、不登校の実態について本当に確実に把握できたとは思っていません。ですが、やはり今、報告がありましたように、学校現場、それから教育委員会のいろんなお力添えによりまして、御協力によりまして減っていったということは本当実感してまいりました。

といいながらも、やはり現場の先生方は不登校の子供たちについては非常に心配しておられます。チームを組んだり、あいてる先生方は朝登校してこなかった子供たちがいたらすぐ電話をしたり、駆けつけたり、本当それぞれさまざま努力してあります。その成果が今年度の今の実績に結びついているのではないかと考えております。

それと、朝倉市はたとえ遅刻が2日間あっても1日の不登校にポイントするとか、かなり厳しい、全国に主導していることをやっているということですが、だからこそ26年度においてもひょっとしたら率が高かったのかもしれないと思いました。

といいながら、やはり不登校の子供はおります。その不登校している子供たちの実態、実情を校長先生なりにお聞きしましたが、やはりさまざまな原因があるそうです。一言にいじめだけでも言えない、貧困だけでも言えない。それを一生懸命考えて、チームを組んで取り組んでいるということです。大きな学校だから不登校児がいるというわけでもありません、本当小さな30人ぐらいの学校でも不登校児はおります。ですから、やはり原因は家庭にあるということも確かなことだと思います。

その中にやはり先般から議員さんたちが言わっしゃってますように、家庭貧困ということが主な原因になってるということも確かだと思います。就学援助についても準要保護について、25年658名、26年660名、だんだんふえてきております。恐らく今年度はひょっとしたら700名超すかもしれません。でも、その就学援助した子が必ずしも不登校児になってるわけではございません。

お尋ねいたします。認定基準というのがございます。朝倉市は生活保護基準の倍率でいっているようですが、1.2倍、目安額は280万円年所得以下の方が準要保護世帯になると。福岡県でも高いところは1.5倍というところがございます。大牟田市では年間437万円以下の

世帯にこの準要保護の就学援助を行っております。朝倉市もいろいろ御事情はございますけれど、平均は1.3倍だそうです。1.3倍にさせていただきませんか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 議員大変研究なり、お勉強されて、こちらが答弁しようとする内容全ておっしゃっていただきましたので、大変ありがたく思っておりますが、全国的に見てみますと1.1倍から1.3倍が大体主流を占めておるようございまして、朝倉は今現在1.2倍でこれまで推移をしてきております。あと福岡県内の28市を調査してみましたところ、一番多いのが1.3になっておりまして、次に1.2とかが続いている状況でございます。いずれにしても生活保護の支給基準が切り下げられるというふうなお話もございました関係で、今後、県、あるいは他の市町村の状況を注視しながら調査研究をしていきたいというふうに思います。この場で何倍にしますというお答えはできませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） よろしく願いしておきます。

次に、周知方法についてですが、学校を訪問させていただいた中で周知方法について、ほとんどの学校の先生方が文書を目にしてない。入学前は入学説明会で文書が配られたのかは知りませんが知らない。じゃあどうして準要保護の子供にするかという、日ごろの生活の中でやはり未納がちな子供たちの家庭にそっと声かけをしている、そういう状態だそうです。文科省としましてもできるだけ周知文書というものは出してほしいと、入学前、それから就学中であってもわかりやすい、いろんな具体的な援助内容が書かれている、目安額とか市民税の基準が示されているとか、そういった文書というものがやはり必要なんではないかと思いますが、朝倉市のほうはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 今、就学援助の関係の周知の仕方についてでございますけれども、今現在、広報あさくら、あるいはホームページに掲載をして周知を図っているところでございますが、あわせて各家庭用の周知を徹底いたしますために、校長会を通じて周知の依頼をしているところでございます。実際には入学時に全児童生徒に文書を配付いたしまして、翌年度以降につきましては、その要保護、準要保護に該当する児童生徒について周知をし、さらにそういう就学援助が必要であろうと思われる児童生徒に対しては、学校のほうから周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） その学校現場がやはり文書がないから父兄に説明のしようもないということを聞いておりますので、できたらやはり福岡市なんかもこういうふうに文書ができております。やはり全生徒に文書を配るような配慮をしていただきたいと思います。

きのうも和田議員が質問いたしました。それから9月には村上議員が質問いたしました、入学準備金のことです。私もしつこいようですが、きょうお願いさせていただきます。

福岡市、それから近々では筑前町や、春日市でもそういうふうに取り組むだろうと言われておりますけれど、福岡市、就学援助金を受けようとしてる子供たちは3万人おります。朝倉市は700人です。ぜひ行政の方の知恵と努力で3月に支給されるようになったらどんなに貧困の家庭が助かりますでしょうか、子供が新しいランドセルを買えるようになりますでしょうか、靴を買えるようになりますでしょうか。そここのところを実態をよく考えていただいて、どうしたら3月に支給できるようになるのかということの研究していただきたいと思います。できている自治体があるんです。特別に予算を組んでくれというのではありません。6月か7月には支給される、もう予算で決まってるものであれば、努力をすれば3月には支給できると思います。執行部の努力をよろしく願いいたします。

次に、これも何度も質問しておりますが、スクールソーシャルワーカーのことについてお尋ねいたします。

スクールソーシャルワーカーを全国的に配置しなければならないというふうになっていきつつはございますが、朝倉市は22、23年の2カ年にわたりまして甘中を拠点校として県費として配置されたそうです、560時間。それが撤退した後は市費で配置されたそうで、それも24年も560時間いただいたそうです。そして甘中を拠点に市内の中学校に行ったそうです。25年は市内の今度は小中学校、20校あります、1人です、560時間いただいたそうです。26年、昨年、今度は480時間に時間数が減ったそうです。やっぱり市内の20の小中学校、1人で回っております。ただ、去年とことしは北筑後の教育事務所配置で2人分の予算がいただいたそうです、心のレスキュー事業というので、それで384時間いただいたそうです。ことしは512時間いただいて、合計992時間いただいたそうです。スクールソーシャルワーカーも1人配置が甘小にできるようになったそうです。

ただ、この県の事業も2年予算をいただきましたので、来年はどうなるか不明というよりは、ほとんど2年たったら恐らくもうほかの市町村に回るだろうと思われます。

ソーシャルワーカーの先生にお会いいたしました。まだ若い女の先生でしたが、22年から朝倉市に在籍しておりまして、最初のうちは中学校に行っても、誰が来たんじゃろうかちゅうなふうで見られ、先生方もなかなか協力体制にはなかったそうです。だけど、やはり県費が撤退した後も市で財源を確保していただいて回っていく中で、現場の子供たちとも親とも先生方とも交流ができるようになって、今ではどこの学校に行ってもスクールソーシャルワーカーの先生の活躍に感謝しておりますし、協力していろんな問題に対処しております。

恐らくいつもの教育委員会の答弁で、スクールソーシャルワーカーは全国的になかなか確保するのが難しく、たくさん的人数を、それからまた正規雇いするのは難しいというのを何回かお聞きはしております。ただ、スクールソーシャルワーカーと申しましても、

やはり素晴らしい人もいれば、やはりどうかと思われる方もいると思います。今現在、朝倉市に在籍してありますスクールソーシャルワーカーの先生は本当に素晴らしい先生です。その先生をほかの自治体に持っていかれる手はないと思います。1,000時間を確保していただければ、ほかのこの自治体の要請を断ってでも大好きな朝倉市に、朝倉市の小中学校で子供たちと、その保護者とかかわっていきたいとも申し出ておりました。

先日も立石小でお会いしたんですが、そこでもやはり入り口のところに子供さんたちが、昼から登校してきた子供さんらしいですが、勉強してました。学校の教職員の方が、濱先生とお話しせんね、名前言ったらいけなかったですね、済みません、と言って先生を呼んで、私は先生とお話する予定があったので本当申しわけなかったんですが、本当各学校に浸透しておられます。そして席も、今は教育委員会にデスクも与えていただいているようで、本当にその点も先生は感謝しております。本当に有能な先生だと思います。

1,000時間与えていただければ、新たな人、後輩も指導しなければならないと言っておりました。朝倉市に2人のソーシャルワーカーを配置することも可能になると思います。1人ではやはり20校は難しい、大変だろうと思います。1,000時間確保しても週に3日ぐらいしかできません。それでも1,000時間確保していただければ朝倉市、先ほども言いましたように不登校児減っております。適応教室に来る子供たちもだんだんふえてきて、甘中では20人の定員を超えるぐらいの、今のところ30名ぐらい中学校と言っておりましたが応募者がいるそう、応募者っておかしいですけど、来たいと言う生徒がいるそうです。そして教育委員会の手配で杷木のほうにも、甘木まで行けない子供たちのために杷木のほうにも適応教室をつくっていただきました。そこにも毎日ではございませんが2人行ってるそうです。そういった子供たちを少しでも1日でも早く学校に戻すためには、学校の先生方も一生懸命頑張って対処してはくださっておりますが、やはりそういった専門的な知識を持ったスクールソーシャルワーカーの先生方が各家庭に行って、お母さん方と腹を打ち割って話して、できるだけ学校のほうに出てこれるようにしていただくのも1つの手だてだと思っております。

この間、テレビで言うておりました。1人のひきこもりの子供が一生そういったいろんな支援を受けて立ち直って、学校に戻って就職をして、60歳までいったときの所得と、それから、それをしないですっとひきこもって一生国のお世話になった子供では何億円という差があるということです。安倍総理の言うております、1億総、何でしたか、頑張って働く日本を目指すためにも、朝倉市もできるだけそういった子供たちが家庭からいなくなるようにしなければならないと思います。

最後に市長、1,000時間、何とか確保できるようにお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） その予算は市長だということでしょうけども、そのことについて

は教育委員会がどう判断されるかということだろうと思います。ですから、私どもは教育委員会の判断見て、その後、財政の中でどうやっていくかということですので、まだ来ておりませんので、教育委員会の判断というものを尊重していかなきゃならないというふうに思います。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 教育委員会の判断ということです。教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） ただいまの議員がおっしゃってました朝倉市単費のSSW導入の変遷については、今おっしゃられたとおりでございます。国のほうといたしましても、絶対数が足りないというふうなことで、全国全ての中学校区に配置する目標、1万人を配置するという目標を文部科学省のほうも掲げております。

今おっしゃいましたように、朝倉市にとりましても今のスクールソーシャルワーカーにつきましては本当に精力的に活動していただいております、それぞれ各小中学校とも大変助かっております。そのことによりまして不登校の子供がある一定、現場に復帰するというような形で解消をしているところでございますので、今議員おっしゃいましたような1,000時間というのはできるだけ確保したほうがいいのかというふうには思っておりますが、今この場で即答はできませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 今、部長が答えたのが一番わかりやすい答えだと思っております。教育委員会としましては、子供さんたちが一人一人が自分の特徴を見つけて、それを伸ばしていく中で自分の生活の確立、自立と社会貢献ができるような姿にできるだけ早くしたいというふうに考えて取り組んでます。そのためには学校に来て自分が希望する職につけるような学力をつけるということが1つになります、今の状況は、直接そこを狙えないような状況に、厳しい状況にある子供さんもたくさんいらっしゃいます。今、教育委員会が工夫してやっていますのは、それぞれの子供さんの実態を見きわめ、その子供さんの特性に合った方法に応じて学校復帰、それから生活リズムを取り戻すとか、そういうことに取り組んでいきたい。今、応援していただいていますそういう制度は非常に効果があると思っておりますので、そういう制度がきちんとできるような形でいろいろ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ありがとうございます。未来ある子供たちのために、ぜひそういった貧困家庭の子供たちが安心して学用品など買えるようになりますように配慮をよろしくお願ひしておきます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員の質問は終わりました。
10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩